

**令和5年度 包括外部監査
結果報告に対する対応状況と考え方
(対応状況表)**

監査テーマ「子ども・子育て支援事業に関する財務・事務執行」

(佐世保市)

令和8年4月

区分	件数	対応状況	
		対応状況	件数
指摘	0 件	措置済	0 件
		対応済	0 件
		対応中	0 件
		検討中	0 件
		維持	0 件
意見	52 件	措置済	6 件
		対応済	8 件
		対応中	2 件
		検討中	0 件
		維持	36 件
評価	13 件		

【対応状況の区分】

措置済 指摘・意見を付された処理について修正するための処置を講じたものや、指摘・意見の内容に係る具体的事象（事業）等が滅失（廃止）したものの。

対応済 指摘・意見がなされたこと（当該手段や手法等）が、既に監査結果報告時点で、実行されているもの。

対応中 指摘・意見を付された処理について修正するための処置を講じること決定し、現在、処置を講じているもの。

検討中 指摘・意見に対し、今後改善策を整理するに当たり、当該部局においてその検討を行うとするもの（改善策の具体的措置の決定まで至っていないもの）。

維持 包括外部監査人の指摘・意見に対し、現在の状況・手法が当該指摘・意見を満たしている、既に効果的・効率的であると認識しているとするもの。包括外部監査人の指摘・意見に対し、意見を異にするもの。

令和5年度 包括外部監査結果報告に対する対応状況表（総括表）

テーマ：子ども子育て支援事業に関する財務・事務執行

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当課名
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	
1	意見	49	子ども・子育ての支援を行うにあたり、迅速に法的助言が得られるように、常勤又は非常勤の弁護士を部署内に配置する、あらかじめ弁護士にアドバイザーを依頼する協定・契約を締結するといった対応が必要であると考えられる。	維持	ご意見のとおり、相談の中身が複雑化、深刻化している中、法的助言が必要なケースは多いものの、ワンストップ的な相談対応で終わるケースは少なく、弁護士等法的な専門機関につながるまでのプロセスにかなりのソーシャルワーク技術が望まれます。 弁護士等と協定を締結することや非常勤等で弁護士の雇用を検討するというのも重要ではありますが、佐世保市子ども安心ネットワークの委員会・検討会の委員として弁護士会より参画していただいているため、本ネットワークを活用していくことを重視していきたいと考えています。	すこやか子どもセンター
2	意見	103	人口減少にあわせ児童数も減少していることから、定員数に満たない保育所については統廃合を含めた検討をする必要がある。	維持	施設から利用者数の減少などにより定員の見直しについて、相談があった場合、まず利用者数に即した定員としていただくよう助言を行うなど、施設側と調整を行っております。 統廃合については、施設運営が民間法人であることから、市として主体的な立場での調整は難しいところではありますが、助言、調整といった側面的な支援を行うこととしております。	保育幼稚園課
3	意見	103	市民が求めるニーズが多様化するなか、一時保育事業や子ども食堂の併設など保育所の多機能化のメリットは大きいと考えられることから、多機能化に向けて情報提供を行うとともに、多機能化を目的とした補助金制度の創設を検討すべきである。	維持	保育所等が実施している一時預かり保育については補助を実施しています。一方、保育所等において、園児の保育に影響がない範囲での子ども食堂の実施は可能ではありますが、実施の際は不特定多数の利用が想定され、本来の保育所等園児への安全面など保育への影響といった運用面でも懸念もあることから、現時点では積極的な補助金制度の創設は難しいと考えます。 保育所の多機能化については、引き続き国の動向等を注視し、必要に応じ施設側への情報提供を行うなど適切に対応してまいります。	保育幼稚園課
4	意見	103	佐世保市が運営する保育所については、その役割、民間の保育所等の役割分担を明確にすべきである。 公立保育所で受け入れた場合の保護者・児童のメリットを十分に理解してもらえるような説明（資料作成を含む）を行うべき。	維持	佐世保市では、「量（保育の受け皿）」の確保を私立（民間）へ委ねることにし、公立（行政）は専門機関や地域等との連携を積極的に指導し、交流や情報の共有を通じて市域全体の子育て支援機能の「質」を充実・向上させていく。」という役割分担は明確にしています。 公立保育所においては、子育て支援機能の質の充実・向上という役割のもと、障がいのあるお子さん（発達障害も含め）や、医療的ケア児の受け入れを積極的に受入れています。 また、加配保育士の人件費など、受け入れ態勢を整えており、医療的ケア児や障がい児の入所について相談があった場合、児童発達支援センターすぎのこ園の紹介や、公立保育所で受け入れができることを伝えています。 ただし、保育所の利用は、保護者の希望により施設を決定するため、医療的ケア児や障がい児の保護者が必ずしも公立保育所を希望するとは限らず、現状として民間の施設に入所しているお子さんも多くいらっしゃいます。	保育幼稚園課

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
5	意見	109	保育料滞納者への対応について、社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会が実施の生活困窮者自立相談支援事業の活用など、積極的に滞納者の生活再建、その後の回収を目指すべきである。	維持	保育料（利用者負担額）は保護者の市民税所得割課税額を基に算定しています。算定後、貧困等の理由で滞納が発生した可能性がある場合には、滞納者からの事情聴取により分納等の納付方法等の検討・計画を行い、また、状況に応じ執行停止を行うなど、適切な債権の回収・対応に努めていきたいと考えます。 社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会の生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者の相談や貸付金等、生活再建を目的とした事業であり、滞納者の債権回収の手段として本事業を活用させることは適切ではないと考えています。	保育幼稚園課
6	評価	111	保育所選考にA Iを導入したことについては、職員の負担軽減に繋がるのみならず、経費削減、申請から通知に至るまでの期間短縮など、行政サービスの質向上にも資するものであることから、評価することができる。			
7	意見	111	保育所選考にA Iを導入したことに対して批判的な意見が保育所から出ている点についても留意する必要がある。 選考過程が不鮮明であるという点については、保育所選考にA Iを利用することの意義及びその手順・方法などについて、保育所を含む関係機関に説明し理解を促すよう努めていただきたい。 保育所選考に際して佐世保市の恣意的な判断がなされているのではないかという意見については、選考基準が恣意的なものとならぬよう細心の注意を払う必要があり、そのような疑念を持たれることが無いよう、A I利用を含む選考過程について保育所に対して十分な説明を行っていただきたい。 選考基準については、公平性を確保する必要があることは当然であるが、児童を受け入れる立場にある保育所側の意見を尊重したうえで選考基準を設定することもまた重要であり、保育所側の要望も踏まえた選考基準の見直しをおこなっていただきたい。	維持	保育所選考（利用調整）につきましては、保育所A I入所選考システムの有無にかかわらず、従前から恣意的な判断とならないよう、市において選考基準を策定、公表のうえ、利用調整を行っているところです。 この選考基準に基づき、保育の必要性が高い順に利用調整を行っており、保育の必要性以外の要望を踏まえた選考基準の見直しはできないと考えております。 このことについて説明会を開催するなど、理解推進に努めますとともに、今後とも保育の必要性が高い順に、公平・公正に利用調整を行う目的で導入していることについて保育所及び保護者にご理解いただけるよう努めてまいります。	保育幼稚園課
8	意見	125	食育の推進は地方自治体においても重要な課題であることから、食育推進の一環として離乳食講座をライブ中継する等オンラインでの受講を可能とする、同講座をアーカイブ化し佐世保市民が何時でも視聴することができるようにするなど「デジタル化に対応した食育の推進」を図り、食育活動の推進を目指すべきである。 なお、ホームページやアプリを通じて、食育に関する情報を積極的に発信していくことが有益であると考えられる。	維持	食育に関しては、離乳食講座の調理実習で取り入れているメニューに関して、令和5年度から「離乳食の作り方」としてYouTube動画配信の取組みを行っています。 また、その情報を母子手帳アプリ「させぼっ子ナビ（母子モ）」を通じて、市内の講座受講対象の保護者（妊婦及び生後0か月から18か月の乳幼児）に届くよう情報発信を行っています。	保育幼稚園課

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
9	意見	132	一般不妊治療助成事業は費用対効果の高いものであったとのことから、助成対象を厳選するなどしたうえで、一般不妊治療に対する助成の継続を検討していただきたい。	維持	診療受診時の自己負担3割については、各健康保険関連法等に定められているものであり、限られた財源の中でそれ以上の助成を行うことは困難であると考えます。	すこやか子どもセンター
10	評価 ・意見	135	【評価】 特定不妊治療に対する助成制度は廃止となったものの、令和6年度から保険適用外の先端医療についての助成制度を設ける予定であることは評価できる。 【意見】 特定不妊治療は費用対効果の高い事業であったということであれば、対象を厳選するなどしたうえで、保険適用外の先端医療に限らず、保険適用の対象となる通常の特定不妊治療についても助成継続を検討していただきたい。	維持	診療受診時の自己負担3割については、各健康保険関連法等に定められているものであり、限られた財源の中でそれ以上の助成を行うことは困難であると考えます。	すこやか子どもセンター
11	評価	173	佐世保市では、佐世保市児童虐待防止マニュアルを策定し、関係機関に児童虐待防止に係る情報の周知を行っているが、これは、児童虐待の未然防止に資する取り組みとして高く評価されるべきである。 こどもの意見表明権の確保については、「ままんちさせぼ」や「子ども子育て支援センター」を設置するとともに、今後、「こども家庭センター」の設置に向けて取り組みを行っていくとのことであるが、これは独自の取り組みとして高く評価されるべきである。			
12	意見	174	改正児童福祉法においては、意見表明支援員の設置等に係る努力義務を都道府県等に課しており、今後、その対象が中核市にも広がる可能性は十分に考えられ、何より、意見表明支援員の設置は、子どもの意見表明権の擁立に極めて有益であると考えられることから、その設置を検討していただきたい。 意見表明支援員の設置の際には、意見表明支援員の独立性・専門性を確保できるような施策を実施していただきたい。	維持	「意見表明等支援員」は「意見表明等支援事業」に基づき設置されるものであり、改正児童福祉法では、「児童相談所長等の意見聴取等措置の対象となっている児童の施設入所等の措置や一時保護の決定等を行うことに係る意見又は意向について、児童福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等の適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整その他必要な支援を行う事業」と規定されています（法6条の3第17項）。 この「意見表明等支援事業」は、令和6年4月から制度化され、都道府県等では事業が着実に実施されるよう、必要な措置に努めなければならないこととされました（法第33条の6の2）。さらに子どもの権利擁護の環境整備を行うことについては、都道府県等の業務と位置付けられました（法第11条第2号り）。 そのため、現行の法律の枠組みにおいて、本市に「意見表明等支援員」を設置することは難しいものと考えます。	すこやか子どもセンター

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
13	評価	180	佐世保市におけるひとり親世帯の貧困率のデータは存在しないが、その比率は決して低いものではないと推測される。そのような中で、子ども食堂等の実施に対する支援事業を通じて、子どもの相対的貧困の改善に取り組んでいる点は高く評価されるべきである。			
14	意見	180	佐世保市としてもひとり親世帯に対して子ども食堂に関するパンフレットを配布する等の積極的な広報活動を行うことや、させぼ子ども食堂ネットワークによる広報活動に対する経済的な支援を行うことなどを検討のうえ、これまで以上に、支援を必要とする相対的貧困世帯に対する周知を行っていただきたい	維持	子ども食堂の広報につきましては、パンフレットの窓口への設置やホームページへの掲載等による周知を行っておりますが、子ども食堂ネットワークと情報共有を行うなど、これまで以上の連携を取りながら、周知に努めてまいりたいと考えております。	子ども政策課
15	評価 ・意見	181	<p>【評価】</p> <p>保育所入所に係る点数化において、ひとり親世帯によることによる加算が多くなされており、ひとり親世帯の自立促進のための施策として効果的なものと評価できる。</p> <p>【意見】</p> <p>保育所入所に係る点数化の加算について見直しの要否を検討するとともに、仮に維持するとした場合は、ひとり親世帯を優遇している点については十分に説明がなされるべきである。</p>	維持	<p>保育所入所に係る加点については、ひとり親世帯に限らず保育の必要性に応じて基準を作成しており、市HPや窓口での説明等により、周知を図っているところです。</p> <p>なお、ひとり親のご家庭については、保育の必要性が高いという判断で加点を行っておりますので、ひとり親の加点を含めた本市の基準については、今後も必要に応じて見直しを図りながら、施設や保護者への周知に努めてまいりたいと考えております。</p>	保育幼稚園課
16	意見	182	病児保育の利用に係る空き状況の照会や、予約・キャンセルについてICT化を進めるべきである。	維持	<p>病児保育事業のICT化については、利用者の利便性向上という一定のメリットがある一方で、病児の状態の詳細な把握や、きょうだい児を同室にする等の個別調整への対応が困難という側面もあることから、現状では予約・キャンセル対応は電話または病児保育室窓口で受付としております。</p> <p>引き続き、利用者、施設側双方に適應できるような空き状況等のICT化について、情報収集に努めてまいりたいと考えております。</p>	保育幼稚園課

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
17	意見	187	<p>現在、佐世保市のファミリーサポートでの病児の預けは不可であるが、国によりファミリーサポートでも病児を預けられる強化事業が行われている。この事業の内容や結果等を参考にされ、佐世保市においても訪問型病児保育事業の実施を検討されたい。</p> <p>子どもが病気の時に親が家で子どもをみつくりリモートワークが可能となるように、広報を通して企業に働きかけを行うことも検討されたい。</p>	維持	<p>本市の病児保育は、体調の急変時を考慮し、小児科付設で医師の管理のもと実施していることから、訪問型の事業は難しいものと考えております。</p> <p>働き方改革により、子の看護休暇の取得を国が進めているなかで、子どもが突然の病気等にかかった場合は、可能な限り当該休暇を取得し看護することが望ましいと思われれます。</p> <p>そのような中、病児保育事業は、保護者がどうしても仕事を休めず病気等の子どもの看護ができない場合に、保護者に代わり病児保育室で子どもの看護・保育を行うものであり、仕事を休めない保護者に対するセーフティネットの役割を果たしております。</p> <p>今後とも利用しやすい環境づくり、理解、周知に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、子どもが病気等にかかった際のリモートワークの推進につきましては、国は、育児中の保護者に対する支援拡充策として、企業に対し、「時間休取得推進」「短時間勤務制度」などとともに、「テレワークの推進」を挙げておりますが、子の看護休暇の推進につきましては、取得対象年齢の拡大等の項目はあるものの、テレワークの推進には言及されていないことから、今後の国の動向を注視する必要があるものと考えます。</p>	子ども政策課 保育幼稚園課
18	意見	190	<p>子育て短期支援事業におけるショートステイ事業においては、例年、利用者数と延べ人数に相当程度の乖離があり、実際の利用者は少数に留まる事が伺え、トワイライトステイ事業についても、令和3年度は全世帯を通じて利用者数が0人であるなど、利用者が例年ごく少数に留まっていることが伺える。</p> <p>子育て短期支援事業の利用者数が低い水準に留まっている理由を分析したうえで、子育て支援を必要とする世帯が同事業を活用できるよう取り組んでいただきたい。</p>	維持	<p>「利用者が例年ごく少数にとどまっていることが伺える」とご指摘を頂いたR2年度、R3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期にあり、その後、終息に向かったR4年度の利用実績については、一定の実績の回復傾向がみられることから、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと分析しております。</p> <p>なお、制度周知につきましては、ホームページに加えて、母子健康手帳交付時や伴走型相談支援及び乳児家庭全戸訪問時等に活用する「子育てガイド」において行っているところです。また、個別のケース対応において、サービスが必要な方には利用の勧奨を行っております。</p>	すこやか子どもセンター
19	意見	194	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付を受けるための連帯保証人については、佐世保市内在住の者に限る必要性はないので、連帯保証人とすることができる条件から除外すべきである。</p>	維持	<p>連帯保証人の居住地の要件については、連帯保証人との面接の実施が必要であるという理由から「佐世保市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付方針」で「原則として申請者の親族で市県内に居住する者とする。親族で市県外に居住する者については、常に住所確認ができるものとする。」と定めています。</p> <p>従いまして、運用として、まず原則佐世保市内在住の連帯保証人を立ててもらいますが、申請者の個々の状況により対応が困難な場合はその都度判断しています。</p>	子ども支援課
20	意見	194	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付を受けるための連帯保証人の条件として貸付時に60歳以下で、償還終了時に70歳までの人である必要とされているが、貸付時・償還終了時の年齢上限が厳格に過ぎることから、年齢の上限の引き上げを検討すべきである。</p>	維持	<p>連帯保証人の年齢の要件については、償還能力の確保という理由から「佐世保市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付方針」で「原則として60歳以下とする。但し、償還終了時の年齢は70歳までとする。」と定めています。</p> <p>従いまして、運用として、まず原則貸付時60歳以下、償還終了時70歳までの連帯保証人を立ててもらいますが、申請者の個々の状況により対応が困難な場合はその都度判断しています。</p>	子ども支援課

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
21	意見	198	母子家庭等自立支援事業の利用は例年合計20から30件程度にとどまっている。市民のニーズは多いと考えられることから、広報の不足などが原因であると考えられるので、対応を検討すべきである。	措置済	広報の拡充については、既存の広報に加え、人権男女共同参画課等関係機関との連携を深めることにより、対象者への事業の周知を促進しています。	子ども支援課
22	評価	216	通常の基準（児童4名に対して保育士1名）よりも手厚い体制を整え、きめ細やかな支援を可能としている点は高く評価できる。また、障害児支援における5領域についても独自の基準を採用し、障がい児支援を行っている点も意欲的な取り組みとして評価できる。			
23	意見	228	地域子育て支援センター事業においては、今後は市民のニーズを調査し、適切なサービスの提供を講じるとともに、事業の周知を徹底する方策を検討・実施すべきである。	対応済	地域子育て支援センターに関する広報紙等の窓口への設置や市ホームページへの掲載等による周知を行っております。 今回、「佐世保市子ども・子育て支援に関するアンケート」において、地域子育て支援センター事業についても設問を設けておりますので、それを踏まえて、利用者等のニーズの把握に努め、今後も適切なサービスの提供を行ってまいりたいと思います。	保育幼稚園課
24	評価	240	ファミリーサポートセンターの令和4年度の利用延べ人数は3,009名であり、中間見直し版を前提としても、目標を大幅に上回り評価できる。 どのような点がこの効果に繋がったのか分析するなどすれば、今後の周知広報等に役立つと思われる。			
25	意見	240	ファミリーサポートセンターの利用人数（依頼会員）については、周知広報等の一定の効果があると評価される一方、提供会員については不足を感じるとの現場からは声が上がっている。提供会員不足に関する取り組みは、ファミリーサポートセンター単独で表立って動くことは困難であり、佐世保市主導の下、各子育て支援事業が連携を図れるように取り組んでいくべきである。	維持	ファミリーサポートセンターの提供会員確保等の対応として、子育て支援センターの連絡会議や民児協の総会、児童センター館長会などに出席し、ファミリーサポートセンターの事業説明等を行えるように調整するなど、各子育て支援事業との連携を図っています。 なお、子育て支援事業のうち民間で実施しているものが多いものについては、ファミリーサポートセンターと民間事業者間の直接のつながりを作るよう、子育て支援団体のとりまとめ組織への紹介等を行っています。	子ども政策課

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
26	評価 ・意見	246	<p>【評価】 親子のつどい等の行事につき、様々な媒体で広報していること、及び、申込に関し、Googleフォームを利用するなど、利用者の便宜を考えている施策について評価できる。特に親子のつどいについては、令和4年度の実績では大人36名、子ども32名が参加しており、広報や申し込み方法の簡易化の効果が表れているものと評価できる。</p> <p>【意見】 Googleフォームを利用して以降の参加人数の増減等を分析することで、より利用者のニーズに資することができるようになると考えられる。</p>	対応済	<p>幼児教育センター主催の保護者・一般市民向けの講座に関しては、令和3年度から一部の講座は市のwebアンケートシステムを活用し申し込み受付を行っています。</p> <p>申し込み方法を電話からwebアンケートシステムに変更したことで、開庁時間外でも市民の方からの申し込みが可能になりました。</p> <p>申込者の情報についても、電話での聞き取りによる人的エラーが減り、申込者自身が必要項目を入力することでより正確な情報の把握が出来るようになりました。</p> <p>今後も、Googleフォームを活用し、利用者のニーズを分析するなど、以降の研修計画に活用するよう努めてまいります。</p>	保育幼稚園課
27	意見	248	<p>子育てサポーターへの理解を促進し、子育てサポーターの実働人数を増加させるために、子育てサポーターのやりがいや魅力を積極的に発信する、また、そのための情報発信方法を工夫するなどして子育てサポーターの確保、継続支援の施策を積極的にとるべきである。</p>	措置済	<p>子育てサポーター養成講座は令和5年度は7名参加していただき、現在31名のサポーターに活動いただいています。講座修了者には、年1回、研修を実施し、年度末には活動を行っての情報交換会を行い、サポーターの質の向上を図っています。</p> <p>今年度の広報させばにおいて、子育てサポーターの活動内容を紹介する記事を掲載するなど、今後も、子育てサポーターの理解促進、やりがいや魅力を積極的に発信し、地域全体で子育てをサポートしていく地域づくりに努めていきたいと考えます。</p>	すこやか子どもセンター
28	意見	257	<p>講座や講演等について、広報拡充等により参加人数が増加するような施策を検討していくべきである。</p> <p>その他、利用者の便宜等を考慮しても、今以上に各センターが連携を行い、子育て意識の高揚に資するような講座等を実施していくべきである</p>	維持	<p>地域子育て支援センターに関する広報紙等の窓口への設置や市ホームページへの掲載等による周知を行っておりますが、今後も市民ニーズの把握に努め、適切なサービスの提供を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、私立の支援センターを含めた支援担当者会議において、今まで以上に講座内容等について共有して参りたいと思います。</p>	保育幼稚園課
29	意見	260	<p>今後は、各事業所がその後どのように研修結果をフィードバックさせているか等を検証するなどし、イクボスに対する理解促進、ひいては子育て支援に対する理解促進をさらに深めていくべきである。</p>	対応済	<p>本市で実施している女性活躍の推進として誰もが働きやすい職場環境づくりを目的として、事業主による「女性活躍応援宣言」制度を設け、宣言を行った登録事業所へイクボス研修を受講してもらっており、宣言による効果や実績、また取組が進んでいない点についての確認及び女性の出産後の就労状況や男性の育児休業取得状況などを調査するため、登録して概ね3年の事業所へアンケートを実施しています。</p> <p>女性活躍の推進を図るための一つとしてイクボス研修を実施しており、ひいては子育て支援にも効果があると考えています。</p>	人権男女共同参画課

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
30	意見	270	今後も「室内遊び場」の運営・整備を進めていただきたい。それにおいては、一般市民が誰でも利用しやすい価格設定（又はそのような価格になるような助成の創設）を検討していただきたい。	維持	<p>「室内遊び場」は子どもの居場所づくりのために有益であると考えますが、新規・増設（既存施設の流用を含む）については、応分の費用を要します。</p> <p>従いまして、さらなる公的施設としての遊び場の設置については、中央公園屋内遊び場などの利用状況の推移等を注視しながら、今後その是非を検討をする必要があると考えます。</p> <p>また、「一般市民が誰でも利用しやすい価格設定」の検討とのご意見につきましては、事業者側において、団体利用者への対応（引率者への割引）等、利用状況に応じたサービス向上を随時実施されており、引き続き、運営状況を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>一方、利用料は、施設の維持管理・運営、遊具の更新のためにも活用されるものであり、民間のノウハウを導入した運用により、利用者のニーズに沿った施設の管理運営が期待されるものと考えております。</p> <p>さらに、武雄市にある同事業者の施設と比較して、比較的低廉となるよう、事業者により設定がなされております。</p> <p>これらの事情を踏まえ、利用者の皆様に応分の負担をいただくことについて、ご理解いただけるよう努めてまいります。</p>	子ども政策課
31	意見	270	「室内遊び場」の増設を進めていただきたい。その際には、設置場所について留意するとともに、当該施設のコンセプト（動物との触れあいや職業体験ができるなど、子どもにとって多様な体験ができることが望ましい。）や、既存施設の流用にも配慮していただきたい。	維持	<p>ご意見いただきましたとおり、「室内遊び場」は子どもの居場所づくりのために有益であると考えますが、新規・増設（既存施設の流用を含む）については、応分の費用を要します。</p> <p>中央公園屋内遊び場は、開設からまだ2年しか経過しておりませんことから、さらなる公的施設としての遊び場の設置については、利用状況の推移等を注視しながら、今後その是非を検討をする必要があると考えます。</p>	子ども政策課
32	評価	276	本市における待機児童数は、令和2年以降、年度途中も含め0となっており、教育・保育の量に係る需給については、既存施設の範囲において、需要が充足されていると考えられる。			
33	意見	278	地域ごとの潜在的待機児童の数を公開することを検討されたい。	維持	<p>保護者は、入所可能である保育所等の情報（地域属性を含む）を必要としていることから、施設の空き情報を毎月HP上で公表し、保護者が施設を選択する際にご活用して頂いております。</p> <p>潜在待機児童については、入所可能な保育所等が他にあるにも関わらず保護者の私的な理由により特定の施設が空くまで育休等を延期するなどにより自宅で保育することを選択された、または現在入所しているが、特定の希望施設への転園を申請されている方等であることから、公開する必要性はないと考えます。</p>	保育幼稚園課
34	評価	295	佐世保市においては、保育士等の配置に関して法定の配置基準を満たしており、保育士の数は充足していることは評価されるべきである。			

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
35	意見	295	<p>今後も保育士確保のための施策は必要であると考え。具体的には、子育て支援員やパート保育士の採用に対する補助や、県と連携して市の潜在保育士に保育の現場に入ってもらえるような施策の実施といったことを考慮され、今後も保育士確保のための施策を継続されたい。</p>	維持	<p>県と連携した「合同面談会」の実施、ハローワークとの情報提供などの連携を行っており、また市内の潜在保育士の方に対して保育の現況などといった情報提供、ブランクを埋めるための現場体験の機会を設けて、潜在保育士の方の現場復帰に向けた掘り起こしに努めております。</p> <p>今後も処遇改善、保育士の負担軽減につながる補助制度や施策の展開を図り、離職防止を含めた保育士確保に努めてまいります。</p>	保育幼稚園課
36	意見	297	<p>看護師の設置については、法令上の義務ではない。佐世保市においては、条例において補助金を交付していたが、2024（令和6）年で廃止予定である。市としては、医療的ケア児の利用に必要とされる看護師等の配置に対する補助金については、「佐世保市特別保育事業補助金交付要綱」および「佐世保市看護師等配置促進事業実施要綱」に基づき交付することとして制度を継続していくとのことである。</p> <p>施設においては与薬依頼やアレルギー対応が必要とされ、これを専門職である看護師が担うことによって、保護者も安心して子どもを預けることができ、保育士の負担も軽減され、結果として質の高い保育が可能になると考えられる。よって、今後も看護師等の配置は促進していくべきであるから、看護師の設置割合を高める施策は継続すべきである。</p>	対応済	<p>医療的ケア児の利用に必要とされる看護師等の配置に対する補助金については「佐世保市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱」に基づき交付することとし制度を継続してまいります。</p> <p>その他の看護師の配置については、保育所等の配置特例としてみなし保育士として配置することが可能となり、その費用については運営費（施設型給付費）として給付が可能となったため、看護師としての配置にかかる補助金を廃止するものです。</p>	保育幼稚園課
37	意見	301	<p>ほぼ毎年新規採用職員の半数以上が退職しているなど、勤務継続状況が極端に悪い保育施設も見られる。このような施設には、職員の職場環境の実態など調査を行い、改善を求めるべきである。また、職場環境改善や魅力ある職場作りに向けた啓発セミナー等の実施を継続し、また増やしていくことについても検討されたい。</p>	維持	<p>保育所等への指導監査や行政保育士等の施設訪問を通じて、現場職員との意見交換や職場環境の把握を行い、必要に応じ助言、指導を行っているところです。</p> <p>また、施設からの要録や記録様式の書き方、見直し等の相談に応じ、保育士の業務負担軽減につながるように対応をしています。</p>	子ども政策課 保育幼稚園課
38	意見	301	<p>現場の保育士等が何を求めているかという実態把握と課題を抽出し、長期にわたり保育士等の定着を図るための方策を実施していくには、まずは広く現場の保育士等の意見や提案を伺うことが望ましい。よって、市の全保育士等を対象にアンケート調査を行うことも検討されたい。</p>	維持	<p>保育の現場を対象に、幼児教育センターでは対象を保育者経験5年未満、5年以上、主任・主幹教諭、園長・副園長、全体等幅広く設定した上で、それぞれ社会人としての経験年数に応じた内容で研修を開催しています。まずはそのような場を活用し、現場の意見等の集約などを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、長崎短期大学の協力のもと、本誌における幼児教育・保育の質の向上を図り、保育士確保へとつなげるために、保育士・幼稚園教諭資格取得を目指している学生を対象にアンケート調査・集計を実施しており、今後の事業（保育士確保・定着）のために生かしていくこととしております。</p> <p>さらに、行政保育士による施設訪問や指導監査同行時などの際にノンコンタクトタイムの実施等、業務改善につながるような取り組みに関する情報提供を行っています。</p>	保育幼稚園課

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
39	意見	306	<p>佐世保市においても、国の施策（送迎バスへの安全装置をつけることの義務化）に応じて、国の助成制度を活用しながら、全ての送迎バスへの安全装置の設置を考えており、令和5年度以降は、送迎バスの安全管理についても監査項目に含まれたとのことである。</p> <p>今後もバスでの送迎を実施しているか否か、実施している場合その体制（対応人数、降車時の確認方法等）についての監査の強化を行い、また、安全装置設置の義務化が実施されればその点についても監査項目に加えるべきである。</p>	対応済	令和5年度から保育所等に対する指導監査において、送迎バスの運行の有無や安全装置の導入等について検査項目を追加し、確認を実施しています。	子ども政策課
40	評価	309	<p>実施されている講座・研修についてはいずれも、参加者のアンケート結果は「たいへんよかった」「よかった」がほぼ100%であり、内容についての満足度は高いものと思われ、評価できる。</p>			
41	意見	309	<p>保育士等に対する研修についてはオンラインを併用することを検討されたい。また、どのような講座・研修を受講したいかという保育士の希望も取り入れられたい。</p> <p>特別支援教育講座のうち、「特別な支援を必要とする子どもの視点から保育環境を考える」研修については、参加者も多い。講座・研修の需要は高いと思われるので、今後も充実した研修を継続されたい。</p> <p>実技講座についても、他の講座・研修と比して、参加者が突出して多く需要が多いものと思われ、このようなものについては、回数を増やすなどを検討されたい。</p>	維持	<p>研修については、幼児教育センター主催の研修の他、県主催のキャリアアップ研修等多くの研修が開催されていますが、保育現場では、人員配置の問題や職員不足等のため、一度に多くの職員を研修に出すことは難しい状況です。</p> <p>オンライン併用はその分スタッフの人数配置が必要になり、現時点では難しいと考えていますが、今後検討していきたいと思います。</p> <p>講座のアンケートでは、毎回今後希望する講座についての設問を設けており、ニーズにあった研修になるよう、毎年見直しをしながら実施しているところです。</p> <p>実技講座に関しては、講師も著名な方をお呼びしていることもあり、参加人数が多くなっていると思われませんが、回数増については、他の講座、研修や予算面も鑑みながら、実施に努めてまいります。</p>	保育幼稚園課
42	意見	310	<p>市としては各保育所における自己評価の結果の公表状況についても把握をされ、実施状況が低い場合には、各保育所への周知・指導を行うべきである。</p>	対応中	施設への監査等で確認を行うなど、個別に施設への助言・指導に努めております。	保育幼稚園課
43	評価	314	<p>『要録様式（佐世保版）改訂版』、『保幼小連携「接続カリキュラムガイドライン」』事業については、毎年アンケート調査が行われ、その分析結果が報告されている。アンケート結果及びその報告書は内容が深化されており、評価できる。</p>			

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
44	意見	315	保幼小連携の取組は保育所や幼稚園と小学校との連携を強化するものではあるものの、保護者の認知度は高くないと思われ、2024（令和6）年1月に、関係者や市民に周知するためのポスターが作成されているが、今後も周知を促進されたい。	対応済	保護者向けには、平成30年度に「佐世保市における保幼小連携の取組み（家庭版）」リーフレットを作成、改訂版を令和3年度に作成いたしました。 リーフレットは毎年、入学前説明会にて各小学校及び義務教育学校から新1年生の保護者へ配付していただいていたが、令和5年度から、保護者や年長児の多くが就学を意識し始める年長の秋ごろに乳幼児教育・保育施設から配付しており、今後も周知促進に努めてまいります。	保育幼稚園課
45	意見	320	一時預かりを実施している施設の受入可能月齢や預かり時間、料金等の情報は市ホームページに一元化されており、利用者の便宜に資するもので、評価できるが、毎月の申し込み期限などの利用に関する詳細な情報についても、できるだけ市のホームページに追加されることを検討されたい。	措置済	市のホームページに掲載している「一時預かりのしおり」につきまして、利用申込方法や事前登録・事前見学の有無など、より詳細な情報を追加しております。また、各施設に一時預かりの受付状況を確認し、毎月の受け入れ可能状況をホームページに掲載しております。	保育幼稚園課
46	意見	325	私用・リフレッシュ目的で保育所等の一時預かりを利用したい親は多数いるにもかかわらず、実際に利用しているのは少数にとどまる背景に何があるのか、一般市民や施設にアンケートを実施するなど実態把握につとめ、改善すべきである。	対応中	「佐世保市子どもまんなか計画」の策定に際して、市民に実施したアンケートでは、一時預かり等サービスを利用していない理由として、「特に利用する必要がない」を除くと、「利用料がかかる・高い」が最も多い結果となりました。 本市においては、一時預かりの利用料よりも安価な金額で保育所等を利用することができる「こども誰でも通園制度」を令和7年度から実施し、保護者がより利用しやすい環境づくりに努めております。	保育幼稚園課
47	評価 ・意見	330	<p>【評価】</p> <p>大黒保育所では、手のかかる子や、保育士が出産・育休・病欠などする場合があるため余裕を持たせた保育士の配置にしているとのことであるが、これは児童の安全管理等にも資するものであり、高く評価できるところである。</p> <p>【意見】</p> <p>保育所に対し、保育士の加配要請に対する対応についての周知が十分では無いものと推測されるため、保育所に対して更なる周知を行うべきである。</p> <p>佐世保市としても、保育士の待遇改善等を促進し、保育士人材の確保に向けた取り組みを推進していただきたい。</p>	維持	本市は「佐世保市障がい児保育事業実施要綱」に規定する対象児童2名につき1名の加配保育士に対し、補助金を交付しており、大黒保育所についても提出された障がい児保育の実績報告書に基づき、「佐世保市特別保育事業補助金交付要綱」に定める補助基準額（当該事業担当保育士にかかる人件費等の経費）に相当する額を助成をしています。 引続き本要綱について更なる周知を行うとともに、保育士等の確保に向けた取組みに努めてまいりたいと考えています。	保育幼稚園課

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
48	意見	331	<p>保育士に対する研修機会の確保のため、研修の実施頻度を増やす等の対応を求める。研修の内容についても、保育に特化したものにする事によって、研修効率も向上するものと考えられることから、現在の研修内容を今一度見直し、改善するよう求める。</p> <p>研修の頻度を増やすことは予算上難しいというのであれば、オンライン受講を行えるようにする、研修を録画しアーカイブ化したうえで何時でも視聴できるようにする等の対応をすることも検討していただきたい。</p> <p>保育という性質上、オンライン受講やアーカイブ視聴に馴染まない類の研修が存在することも十分に考えられるが、そのような類の研修についてのみ現地開催とし、その他については全てオンライン受講とするなどし、費用の削減を及び予算の集中を図ることも併せて提言する。</p>	維持	<p>研修体制については、毎年見直しを図り、研修体制の構築を行っています。現代における教育・保育に関する内容や子どもを取り巻く環境等、全体的なバランスに考慮し事業計画を行っているところで</p> <p>研修形態について、研修会内容にあった実施、アーカイブ化については、講師側の意向など課題解決の必要性もございましたが、研修内容につきましては、新たな手法による研修実施を行うなど研修成果の向上に努めています。</p>	保育幼稚園課
49	意見	333	<p>児童の安全を守ることは行政である佐世保市の責務であり、この事は、保育施設が民営であるか公営であるかは問わない。</p> <p>佐世保市としては、保育施設（大黒保育所に限らない）に対して、必要な防犯対策グッズの配備又は配備が可能となるよう補助金を交付する、行政主導の防犯訓練の実施、防犯マニュアルの策定・交付など、防犯対策のための適切な施策を実施すべきである。</p>	維持	<p>本市においては、国の指導に沿った危機管理マニュアルの整備を求めており、その内容の実効性について施設訪問等により助言、指導を行っております。</p> <p>防犯対策は通常の事業費（施設型給付費）において行うものでありますが、補助については国の動向等を鑑み必要に応じた対応を行ってまいりたいと考えております。</p>	保育幼稚園課
50	意見	337	<p>衛生上の観点から手洗い場と調理場は別になっているとのことであるが、手洗い場と調理場は隣接しており、このような状況は速やかに対応・改善すべきであることから、適宜必要な修繕を行っていただきたい。</p> <p>なお、大黒保育所は来年度から民営化される予定であるが、施設の管理状況を適切に把握したうえで修繕その他の指導を引き続き行っていただきたい。</p>	維持	<p>今後とも、指導監査や施設訪問の際に管理状況を確認し、指導に努めてまいります。</p>	保育幼稚園課
51	意見	338	<p>大型の倉庫が運動場に放置されているが、老朽化によって倒壊・破損の危険性が生じている。運動場は児童が行き来する場所でもあることから、速やかに撤去作業を行うべきである。</p>	対応済	<p>毎年度末に不用品の処分を行っており、倉庫については令和5年度に撤去済みです。</p> <p>また、私立の施設の管理については、各施設の所管で行うものであることから、指導に努めてまいりたいと思います。</p>	保育幼稚園課

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
52	意見	344	新人に関して、教育・保育の基礎を学ぶ講座は開催されているものの、社会人一般としての講座はないことから、今後、開催を検討すべきである。	維持	保育の現場においては、保育の質の向上が求められるため、幼児教育センターでは対象を保育者経験5年未満、5年以上、主任・主幹教諭、園長・副園長、全体等幅広く設定した上で、それぞれ社会人としての経験年数に応じた内容で研修を開催しています。役割の中で必要な情報を講師から提供していただき、受講者には研修で学んだことを現場に持ち帰り、園全体で共有していただくよう啓発しています。 社会人としてあるべき姿については、研修という項目のみならず、各現場においても深めていただきたい課題であると考えています。	保育幼稚園課
53	意見	347	苦情を受け付けるための窓口設置等、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講じるよう、佐世保市において共通して基準を定め、その周知徹底に努めるべきである。	維持	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第30条第1項から第5項に基づき、各施設に窓口の設置等、必要な措置を講じるように求めています。	保育幼稚園課
54	意見	349	保育所AⅠ入所選考システムについては、他の自治体の活用事例や特に保護者等の保育所利用者の声を集約・検討することにより、公平の観点を害さない程度の個別の事情にも対応できるように、柔軟に利用していくべきである。 AⅠの活用について具体的に広報し、保育所側及び保護者等の利用者側の理解を得るようにするべきである。	維持	保育所の入所選考については、AI導入の有無にかかわらず公平・公正に、保育の必要性を最優先に利用調整を行っております。 保育所AⅠ入所選考システムは、職員の負担軽減及びより正確な利用調整、保護者への利用決定書の早期発送を目的として導入したもので、現時点で、保護者からの要望はございません。	保育幼稚園課
55	意見	350	今後、より積極的に公立保育所での発達障がい児の受け入れ、及びその広報を行っていくべきである。	維持	佐世保市では、「量（保育の受け皿）」の確保を私立（民間）へ委ねることにし、公立（行政）は専門機関や地域等との連携を積極的に指導し、交流や情報の共有を通じて市域全体の子育て支援機能の「質」を充実・向上させていく。」という役割分担は明確にしています。 公立保育所においては、子育て支援機能の質の充実・向上という役割のもと、障がいのあるお子さん（発達障害も含め）や、医療的ケア児の受け入れを積極的に受入れています。また、加配保育士の人件費など、受け入れ態勢を整えており、医療的ケア児や障がい児の入所について相談があった場合、児童発達支援センターすぎのこ園の紹介や、公立保育所で受け入れができることを伝えています。 ただし、保育所の利用は、保護者の希望により施設を決定するため、医療的ケア児や障がい児の保護者が必ずしも公立保育所を希望するとは限らず、現状として民間の施設に入所しているお子さんも多くいらっしゃいます。（No.4再掲）	保育幼稚園課

No.	区分	頁 (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当課名
56	意見	351	個別の危機管理（食物アレルギーへの対応及び不審者への対応（防犯対策））では、園によって意識のばらつきがある。佐世保市による共通のマニュアル作成、指導等が必要である。	維持	食物アレルギーへの対応について、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」に基づき、医師の診断指示（生活指導管理表）による対応を確認・指導を行っています。また、不審者への対応（防犯対策）においても、国の指導に沿った危機管理マニュアルの整備を求めており、その内容の実効性について施設訪問等により助言、指導を行っております。	保育幼稚園課
57	意見	353	打ち合わせの必要性は理解できるが、ファミリーサポート提供会員に負担を課すことの妥当性については疑義がある。佐世保市としては、打ち合わせに係る費用負担について制度の見直しを検討していただきたい。	維持	打ち合わせについては、基本的にファミリーサポートセンターの事務局で当日に行うこととしており、その旨を依頼会員にもお願いをされています。事前の打ち合わせについてはレアケースということもあるため、現行の運用で引き続き対応していきたいと考えております。	子ども政策課
58	意見	355	ファミリーサポートセンターでは依頼会員・提供会員についてデータ管理を行っているものの、細かい情報までは登録されていないことから、今後は引継ぎ等も意識したデータ管理を行っていただきたい。	措置済	ファミリーサポートセンターの運用に係るものであり、監査後は意見を取り入れた運用を行っております。	子ども政策課
59	意見	357	個人情報保護の関係から慎重にあるべきではあるが、育児子育て分野の活動を行っている人物にファミリーサポートセンターの取り組みを紹介する方法であれば、佐世保市としても積極的に進めても問題ないと考えられるので、ご検討いただきたい。	対応済	子育て分野の活動を行っている方などへの周知のため、子育て支援センターの連絡会議や民児協の総会、児童センターの館長会などに出席し、ファミリーサポートセンターの事業説明等を行っています。	子ども政策課
60	意見	360	ファミリーサポート施設は常駐スタッフも数名に留まるため、最低限の防犯対策は必須といえる。佐世保市としても防犯対策に係る補助金の交付を検討していただきたい。	措置済	監査後、カメラ付きインターホンを設置し、入り口を施錠する運用に変更しています。補助金の交付には時間がかかるため、委託料の範囲内で最低限の防犯対策を行いました。	子ども政策課
61	意見	360	現在佐世保市では家事代行サービスに対する支援は無いが、たとえば、家事代行サービス業者に使えるクーポン配布や、ファミリーサポートセンターへの依頼内容として産前産後の家事もOKとするなどが考えられるため検討して頂きたい。	措置済	令和6年度から「産前産後家事育児支援事業」として新たな支援を始めることとしております。	子ども政策課